

令和3年度第2回

逗子市個人情報保護運営審議会

令和3年9月21日（火）

逗子市総務部情報公開課

令和3年度第2回逗子市個人情報保護運営審議会

日 時 令和3年9月21日（火）

午前10時00分～

場 所 市役所5階 第3会議室

議 題

1. 逗子市個人情報保護運営審議会議事録について
2. 諮問第11号 閲覧・交付申請書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
3. 諮問第10号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について【学校教育課】
4. その他

出 席 委 員（5名）

会 長	安 達 和 志
副 会 長	森 田 明
委 員	海 原 弘 之
委 員	望 月 由 佳 子
委 員	島 田 達 巳

欠 席 委 員（0名）

説明のために出席した職員

福 祉 部 次 長	廣 川 忠 幸
社 会 福 祉 課 幹 副 主	梶 山 玲 奈
学 校 教 育 課 担 当 課 長	内 田 源 一 郎

事務局等出席者

情報公開課長	矢島小百合
情報公開課副主幹	栗原達也
情報公開課会計年用職員	伊勢由紀子

会議の公開・非公開の別 公開（議題２については非公開）

傍聴者 なし

配付資料

- ・第２回逗子市個人情報保護運営審議会次第
- ・令和３年度第１回逗子市個人情報保護運営審議会議事録
- ・【資料１】諮問第１１号 閲覧・交付申請書に係る保有個人情報の目的外提供及び本人通知の省略について【社会福祉課】
- ・【資料２】諮問第１０号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について【学校教育課】
- ・【資料３】逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準（平成３年要綱）新旧対照表
- ・【資料４】令和３年改正個人情報保護法の施行準備について
- ・【資料５】特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表事務一覧

午前 10 時 00 分開会

○安達会長 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから令和3年度第2回
逗子市個人情報保護運営審議会を開催いたします。

逗子市個人情報保護運営審議会規則第3条第2項の規定に基づき、半数以上
の委員の出席がありますので本審議会は成立します。

それでは、議事に入りますが、新型コロナウイルス感染症予防のため、速や
かな議事の進行に御協力をお願いいたします。

では、本日の配付資料の確認をお願いします。

(配付資料の確認)

○安達会長 はい、ありがとうございます。

皆様、資料は全ておそろいでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入ります。

議題1、逗子市個人情報保護運営審議会議事録について、事務局からお願い
します。

○矢島情報公開課長 先日校正依頼いたしました令和3年度第1回議事録を御確
認いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安達会長 皆様、既に校正しておられると思いますけれども、修正内容を御確
認ください。

いかがでしょうか。

よろしいですか。特に御異議等ございませんでしたら、手元の議事録のと
おり承認ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 では、御異議ないようですので、議事録についてはこれで確定とさ
せていただきます。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 では、議題2ということで、所管課の入室をお願いします。

—社会福祉課 入室—

○安達会長 それでは、議題2、諮問第11号 閲覧・交付申請書に係る保有個人
情報の目的外提供及び本人通知の省略について、社会福祉課所管ということで、
これを扱います。

本件の審議につきましては、国税局からの照会に基づき回答するというものでして、会議を公開することにより、個人に関する情報で特定の個人が識別される可能性があり、また秘密を要する税務調査という事務事業の公正円滑な執行を著しく妨げるものと思われます。本審議会は原則公開ではありますがけれども、非公開情報に該当する事項を審議する場合は例外的に会議を非公開とできるという規定が逗子市情報公開条例第20条第1項第2号及び逗子市個人情報保護運営審議会の公開等に関する要綱第2項に規定されておりますので、本案件の審議が終了するまで非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 よろしいですか。

では、御異議ないものと認めます。

(非公開)

—社会福祉課 退室—

○安達会長 では、次に議題3の諮問第10号のほうに入りたいと思います。

所管課の入室をお願いします。

—学校教育課 入室—

○安達会長 では、諮問第10号 新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者（児童生徒等）に係る個人情報の本人外収集について、所管課は学校教育課となっております。これを扱います。

では、まず職員の方の自己紹介をお願いします。

○内田学校教育課担当課長 はい。学校教育課担当課長をしております内田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○安達会長 それでは、諮問内容について御説明をお願いします。

○内田学校教育課担当課長 はい。

それでは、諮問の概要について御説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の陽性者が市内でも増加傾向でありまして、また、デルタ株については感染症の感染力の強さであったりとか、さらに子どもへの感染も多く報告されているところです。

こうした中、学校内での感染を予防するには、学校における感染対策を日常的に講じるほか、体調のすぐれない児童・生徒には無理をして学校に登校しな

いということ、さらには陽性者には保健所等の指示に従い、自宅等で療養すること、そして濃厚接触者については、感染症予防及び感染症患者に対する医療に関する法律第44条の3第1項の規定により外出しないよう協力を求められていることから、一定期間自宅待機することなどが上げられます。

しかし、県内において、濃厚接触者である児童・生徒等がこの協力要請に応じず、登校する事案が発生いたしました。

こうした事案に対応するためには、保健福祉事務所から濃厚接触者に関する情報を通学する学校の校長に提供し、校長から濃厚接触者の保護者に対して学校保健安全法第19条の規定による出席停止を行うことが効果的です。

しかし、神奈川県の方では、現行法令上、濃厚接触者に関する情報を校長に提供することを認める規定がないため、神奈川県情報公開個人情報保護審議会に対し当該情報の取扱いを認めてもらうよう諮問を行い、これを認める旨の答申がなされました。

本市においても、学校が新型コロナウイルスの濃厚接触者に関する情報の提供を保健福祉事務所から受けることにより、校長は濃厚接触者に対し出席停止の指示を行うことで、市内小・中学校における新型コロナウイルス感染拡大の防止をする必要がございます。

以上のことから、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に関する情報を本人外から収集することについて諮問をさせていただくものです。

事務の目的につきましては、市内小・中学校等における新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に関する情報提供を神奈川県保健福祉事務所から受けることで校長は濃厚接触者に対し出席停止を指示し、学校における感染拡大を防ぐこととなります。

根拠法令につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、学校保健安全法となります。

対象となるのは、逗子市立小・中学校児童・生徒約3,768人と教職員259人です。

本人以外から収集する個人情報の内容は、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る氏名及び学年です。

収集先は、神奈川県保健福祉事務所となります。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○安達会長 はい、ありがとうございました。

それでは、委員のほうから御質問、御意見等ありましたらお願いします。

いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○海原委員 メディア情報なんですけれども、濃厚接触者からのトレースが県保健福祉事務所、各県なんですけれども、最近、もう工数が足りなくなってできなくなってきたということを聞いておりますが、その点が1点と、それから、例えば北海道なんかでやった場合、それという情報は流れてくるのでしょうか。例えば鎌倉保健所から多分流れてくると思うんですけれども、全国から流れてくるのでしょうか。取りあえず最初のを。

○内田学校教育課担当課長 1つ目の御質問につきましては、確かに現在に限らず、これまでも保健福祉事務所のほうから濃厚接触者に関しての情報というのは流れてきていません。逗子市のほうでは、学校から保護者宛てに対して、もし陽性者が出た場合、あるいは濃厚接触者に指定された場合は、本人から、保護者の家庭のほうから学校に連絡をしてくださいということで、これまでそれに対応することができていました。なので、ほとんど保健福祉事務所のほうからの連絡はありませんでした。

今回諮問させていただいた件については、神奈川県保健福祉事務所からの提供となりますので、他の都道府県のほうからの情報提供というのは今のところここには含まれておりません。

○海原委員 ということは、鎌倉以外の神奈川県内ということですか。鎌倉は当然入りますけれども、鎌倉を含めて、神奈川県内の……

○内田学校教育課担当課長 そうですね。県の保健福祉事務所です。

○海原委員 なぜ保健福祉事務所が直接学校へ伝えられないかというと、市じゃないと学校の学年、年齢が分からないということですか。

○内田学校教育課担当課長 あ、ごめんなさい。もう一度お願いします。

○海原委員 ごめんなさい。

鎌倉の保健福祉事務所だと逗子市のその対象者の学年と年齢が分からないから、市のほうに状況を流すということでしょう。

○内田学校教育課担当課長 そうではなく、保健福祉事務所のほうで濃厚接触者、あなたは濃厚接触者ですよというような判定をするので、その情報を学校のほうに情報提供する、例えば久木小学校の何々さんが濃厚接触者に判定されたという話を保健福祉事務所のほうから学校のほうに提供を受けるということになります。

○安達会長 今までは、県のほうでは個人情報であるということで市のほうに提供はできないという。

○内田学校教育課担当課長 そうです。

○安達会長 前提に立っていたんですね。それが、県の審議会で提供してもいいという判断が出たので、それを受けて今回のような諮問をされているということでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 はい、おっしゃるとおりです。

○安達会長 いかがでしょうか。ほかに御質問等ありますか。

○海原委員 対象なんですけれども、ここに書かれている以外に、例えば開成中みたいな私立は対象外ということですか。

○内田学校教育課担当課長 今回は、逗子市立の学校に限られております。

○海原委員 はい。

○安達会長 その他いかがでしょうか。

私のほうから一、二質問がありますが、1つは、事務の目的及び根拠法令等というところで、市内小・中学校等における新型コロナウイルスというふうに書いてあるんですが、この市内小・中学校等という等は何なののでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 こちら、児童・生徒が集まる場所、例えば放課後児童クラブだったりとか、ふれあいスクールというものがありまして、そこに通っているお子さんが濃厚接触者と判定された場合というのもございますので、そこも含めてということになります。基本的には学校なんですけれども、そこに所属しているということもあるので。

○安達会長 そういう児童・生徒も市内小・中学校に在籍はしているわけですね。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 そうであれば、特に等と入れる必要はない感じがしますがけれども、そうでもないんですか。

これですと、小・中学校の児童・生徒以外の子どもも対象になるというふう
に読めるんですよね。

○内田学校教育課担当課長　そうですね。

○安達会長　例えば幼稚園とか、それは入らないんですね。

○内田学校教育課担当課長　はい。今回は、すみません、学校保健安全法に含ま
れる小・中学校なので、会長おっしゃるように等は不要……

○安達会長　不要なのではないかと私は思っていますので、あえて書いていらっ
しゃるのは何か意味があるのかと思ひまして。

○内田学校教育課担当課長　先ほど申した子どもたちが所属している関係機関が
ありますので、そこも含めてという意味合いで等をつけさせていただいたとこ
ろです。

○安達会長　その場合は、校長じゃなくて、そういう放課後の学童クラブみたい
なものの管理者に提供するということでしょうか。

○内田学校教育課担当課長　基本的には学校のほうに連絡があつて、学校から家
庭のほうに連絡がいき、出席停止の指示が出されます。その後、家庭のほうか
ら放課後の学童とかそういったところに連絡が行くという流れになると思ひま
す。

○森田副会長　ここの目的の項目の記載の仕方が、何といたしますか、あまり厳密
ではなくて、市内小・中学校等と書いてあるんですが、等の問題もあるんです
けれども、市内と書いてあるんですけれども、この市内というのも正確ではな
いわけですよね、私立を除くわけですから。

○内田学校教育課担当課長　そうですね、はい。

○森田副会長　だから、むしろその下のほうの対象となる個人の類型で書いてあ
る逗子市立小・中学校児童・生徒というのが、正確に書こうと思えばそういう
書き方になるかなと思うんですけれども。

○安達会長　確かにそう、市内というと私立も入りますよね。

○内田学校教育課担当課長　はい、おっしゃるとおりです。

今回は、先ほども御質問であつてお答えしたように、逗子市立小・中学校の
児童・生徒のみが対象となりますので、申し訳ありません。

○海原委員　校長に伝える情報なんですけれども、濃厚接触者の氏名と学年を伝

えるんですけれども、濃厚接触の時期とか状態というのはお伝えしないんでしょうか、またはお伝えするんでしょうか。単に濃厚接触者とのみを伝えるんでしょうか。それによって、学校へ行く期間が変わってくると思うんですが。

○内田学校教育課担当課長 個人情報に関する部分は氏名と学年で、その子が何日までというの併せて連絡があると思います。

○海原委員 それは伝えないということですか。

○安達会長 濃厚接触者と判定された日付とか、その子がいつからいつまで登校が難しいかというようなことについては、情報は入ってこないんでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 現状ですと、いつまでというのは保健福祉事務所からというより保護者から入ってきているので、保健福祉事務所のほうから何日まで自宅待機ですという指示を受けましたというような連絡があります。

○安達会長 そうすると、そういう保健所からの指示内容についても情報がないと、学校として対応が難しいでしょう。

○内田学校教育課担当課長 そうです。

○安達会長 それも提供してもらうべき内容になりそうな気がしますけれども。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 あと1点伺いたいんですが、対象となる個人の類型・対象者数の中に、児童・生徒以外に教職員も入っていますよね。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 これはどういう意味でしょうか。

○内田学校教育課担当課長 教職員についても、濃厚接触者が判定された場合は特別休暇の扱いになりますので、その学校の教職員が濃厚接触者と判定されれば学校のほうに連絡が入ってくる可能性があるというところで入れてあります。

○安達会長 そうすると、その説明が必要ですよね。諮問の概要にも事務の目的のほうにも教職員について全く触れていないので、いきなり対象となる個人のところに入ってくるのはちょっと適切ではないと思いますけれども。

○森田副会長 教職員に関しては、直接その本人の申告を待つということでは駄目だという判断をされているわけですか。

○内田学校教育課担当課長 児童・生徒もそうなんですけれども、基本的には家庭であつたりとか本人から、教職員の場合も本人から学校に対して連絡がある

と思います。

○森田副会長 児童・生徒との関係ではなかなかそこが徹底しないし、出席停止の指示をしないといけないという流れがあるので直接保健所から収集するという、そういう枠組みだと思うんですよ。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○森田副会長 教員については、その流れ自体大分違うので、趣旨が違うことになるんじゃないかと思うんですね。

神奈川県の場合にそこまで、つまり教員まで対象にしていたかどうか、実は私、県の審議に関わっているんですけども、していなかったようにも思うんですが、その確認はしていただいたほうがいいかなと思うので。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○森田副会長 もし教員も含めるのであれば、教員の場合はこれこれこういうことで申告してもらうことになっているけれども、必ずしも徹底しない実情があるから必要であると。そのない教職員に対してはこういうことを手続的に対処するという、そこは児童と違いますから、そこは別の説明が必要になってくるんじゃないかと思います。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 そもそも県の審議会のほうでどこまで提供していいという判断をされたのか確認できませんけれども、それにもよりますよね。教職員を含むのであればその説明が必要ですし、それは別の仕組みだということで、この中から教職員は取りあえず外すということもあり得ますけれども、どちらかではないでしょうか。そこはいかがでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 申し訳ありません、そこまでの確認はできておりません。

○森田副会長 ですから、あまりこれも先延ばししないほうがいいとは思っているので、そういう意味では、取りあえず生徒・児童との関係で今回諮っていただいて、教職員は別問題としていただいたほうがいいかなと思うんですけども。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 ほかに御質問ございますか。

○海原委員 市のほうか保健事務所かを經由し、校長のほうに濃厚接触者の情報

を提供するということですが、今、医療従事者とか濃厚接触者のいじめなんかがはやっているという言い方は変ですが、情報の取り扱いに関しては、各校長のマネジメントに任せて、市としては行政指導を行わないということでもいいでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 一応、学校に対してはそういった偏見であったりとか差別が生じないようにということは、日頃から気をつけるようにということは、校長会議という会議がありまして、その中で校長には指示をしているところです。各学校でちゃんと徹底するようにというような指示をしているところです。

実際、これまで学校のほうから、そうしたことでいじめがあったりとか、差別、偏見があったりというような報告は、今のところ受けてはいないです。

○安達会長 よろしいですか。

いかがでしょうか。

感染症の広がりを防ぐためには必要な事務だろうというふうには考えられますけれども、対象について、市立小・中学校の児童・生徒に限定されているのか、教職員も含むのかというあたりはちょっとはつきりしないという点からすると、諮問の概要とか事務の目的、根拠法令、これは小・中学校の児童・生徒のことについての話ですので、対象についても児童・生徒に限定するほうが筋は通りますよね。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 もし、教職員についても必要であれば、別途また諮問していただくということでしょうか。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 これは、本人通知はするわけですね。

○内田学校教育課担当課長 します。

○安達会長 本人通知についてはチェックがついていますので、実施すると。

○内田学校教育課担当課長 はい。

○安達会長 ということでなっております。

ほかに御質問等ございますか。

それでは、よろしいでしょうか。

お諮りします。

本件については、対象者について教職員を除くという条件付で、諮問については適当というふうに審議会として判断するということにさせていただきたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○安達会長 それでは、その条件で承認ということにさせていただきます。

答申書については、後日事務局を通してお届けいたしますので、それまでお待ちください。

では、本件については以上といたします。

○内田学校教育課担当課長 ありがとうございます。

—学校教育課 退室—

○安達会長 先ほどの別添のところの文言の市内を市立に、それから小・中学校等の等を削除するということは修正していただいたほうがいいですかね。

○栗原情報公開課副主幹 はい、分かりました。

○安達会長 その上で、先ほどの条件付で承認と。

○栗原情報公開課副主幹 はい。

○安達会長 ということにしたいと思います。

○矢島情報公開課長 あと、すみません。

外出制限期間が情報として入ってくるかどうかの確認は取らせていただいて
……

○安達会長 そうですね。それも確認していただければと思います。

では、本件の扱いについては、念のために後日メールで委員のほうに送っていただいて、その上で正式な答申書ということにしたいと思います。よろしくお願ひします。

○栗原情報公開課副主幹 はい。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 それでは、議題の4について事務局からお願いします。

○矢島情報公開課長 はい。

その他として報告が3件と日程調整1件があります。

資料3、資料4、資料5につきまして御報告させていただいた後に、次回の

審議会の日程調整ということで決めていただければと思います。

1 番目に、個人情報保護条例解釈運用基準の改正について御報告させていただきます。

お手元に配付しました資料 3 を御覧ください。

逗子市個人情報保護条例の解釈運用基準新旧対照表ということで、今回は第 10 条の 3 関係と第 22 条関係と第 23 条関係について改正したものです。

既に委員の皆様にはお伝えしたところですが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が令和 3 年 5 月 19 日に公布され、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法について所要の改正が行われ、情報提供等、記録を訂正した場合の通知先が総務大臣から内閣総理大臣に改められたこと及び番号法第 19 条第 4 号の追加に伴い、改正前の同号以降の号名を引用する規定について整理するものです。

第 10 条の 3 関係と第 23 条関係が、番号法第 19 条第 4 号が追加されたことにより、それ以降の号に号ずれが生じたものです。

第 22 条関係は、情報提供ネットワークシステムの所管が総務省からデジタル庁に変更となり、情報提供等記録を訂正した場合の通知先を情報提供ネットワークシステムを所管するデジタル庁の長に改めるものです。9 月 1 日の施行となっております。

以上です。

○安達会長 1 件ずつやりますか。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 1 件ずつ。

○矢島情報公開課長 1 件ずつでよろしいですか。

○安達会長 いいですか。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 では、ただいまの資料 3 について、御質問ありましたらお願いします。

よろしいですか。

それでは、次の資料 4 についてお願いします。

○矢島情報公開課長 はい。

それでは、資料4、令和3年改正個人情報保護法の施行準備についてに基づき御報告させていただきます。

資料は以前にもお配りさせていただきましたものですが、オンラインで地区ごとに説明会が開かれ、私どもは7月8日に説明会があり、こちらの令和3年7月個人情報保護委員会事務局の資料に基づいて説明がありました。6月時点の暫定版ということです。

まず、3ページのI、令和3年改正法の概要になりますが、令和5年春施行予定のデジタル社会形成整備法第51条による改正により、地方公共団体についても個人情報保護法が適用となります。

4ページにおいて、令和3年改正法の目的が示されています。

令和3年改正法の目的については大きく2つ、①、1番目として「個人情報保護」と「データ流通」の両立・強化。それから、②、2番目として、国際的制度調和ということです。

それから、5ページ目から9ページ目において、2の令和3年改正法の骨子が示されております。

5ページに施行スケジュールが示され、法施行は令和5年春、政令・規則・ガイドライン等の公表は令和4年春、施行までの間、個人情報保護委員会は改正後の制度の考え方や関連規定の素案を提示するとともに、総務省の協力を得て、地方公共団体から意見・質問を聴取するとされています。

地方公共団体が、条例・内規等の改廃・整備等を行うこととなります。

6ページから9ページに改正法の骨子①から④まで示されています。

6ページ、改正法の骨子①は、法体系の一本化ということで、個人情報保護法を改正し、同法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律が直接適用になります。

米印にありますが、議会については適用除外ということで、改正法では議会が実施機関に入っていません。こちらについては質問も出ていましたが、30ページの主な論点と考え方で示されておりますので、後ほどまた触れさせていただきます。議会事務局には5月19日の通知も転送しており、内容は伝えてあり

ます。

一番下の米印になりますが、法体系の一本化により、既存条例については改廃の検討をいただくことが必要とされております。

それから、7ページに移りまして、改正法の骨子②では、公的部門の規律統一ということで、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人が、現行の国の行政機関の規律プラスアルファということで、アルファは9ページの骨子④との説明がありました。

それから、8ページの改正法の骨子③は、病院・大学・研究機関の規律統一ということで、改正後の個人情報保護法では、開示請求等に係る制度など、一部公的部門の規律が適用されますが、民間部門の規律に一本化されます。

9ページに移りまして、改正法の骨子④は、公的部門の規律見直しということで、新たな保護に関するルールを導入、先ほどの7ページのプラスアルファの部分ということで、令和2年個人情報保護法改正（民間部門）の反映とその他の任意代理人による開示等請求、再委託・派遣労働者に係る規律の明記となっております。

この任意代理人による開示等請求については、本市においては任意代理人による開示請求は番号法により認められているため、保有特定個人情報のみとなっているところですが、こちらについては他の自治体からも質問が出ており、どのように対応すべきか示されるものと考えております。

それから、10ページから25ページまでが大きなⅡ、個別の規律と施行に向けて必要な対応が示されています。

11ページ、12ページが1、定義関係であり、定義関係については改正後の法律により統一されるため、条例、規則で各用語に関する定義規定を存置また新たに整備する必要はないとされています。

それから、13ページから15ページが、2、行政機関等における個人情報等の取扱い関係が示されています。

13ページの①には、改正後の個人情報保護法第5章第2節に規定する行政機関等における個人情報等の取扱いに関する規律のうち、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲する方向で、今後ガイドライン等を整備すると示されています。

法第61条の個人情報の保有の制限等、それから法第62条の利用目的の明示、それから法第65条の正確性の確保、法第69条の利用及び提供の制限が該当とのこと。

それから、14ページの②では、1つ目の黒い四角では現行の行政機関個人情報保護法には相当する規定が存在しないものであるため、令和2年改正法に関するガイドライン等との整合性も考慮しながら、今後、規則・ガイドライン等を整備するものが示されています。

法第63条の不適正な利用の禁止、法第64条の適正な取得、法第68条の漏えい等の報告等、法第71条の外国にある第三者への提供の制限、法第72条の個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、法第73条の仮名加工情報の取扱いに係る義務が該当とのこと。

2つ目の黒い四角では、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定と比較して規律の充実が図られたものであり、今後、令和3年改正法の趣旨も踏まえながら、政令・規則・ガイドライン等を整備するものが示されています。

法第66条の安全管理措置、法第67条の従事者の義務、法第70条の保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求が該当とのこと。

それぞれ、今後ガイドライン等を整備するとされていますが、大まかなスケジュールは33ページに示されております。

15ページに移りますが、行政機関等における個人情報等の取扱い関係の必要な対応としまして、1つ目の黒い四角、条例・規則の改廃。条例で法律の規定と重複する規定を存置または新たに整備する必要はない。

2つ目の黒い四角、要綱、手引き、様式、通達等の改廃。現在、これらを作成している場合、改正後の法律の規定に合わせた形に規定等の整備を行う必要がある。

3つ目の黒い四角、安全管理措置に係る点検等。ガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに適切な管理のために必要な体制等の整備を行う必要がある。

4つ目の黒い四角、漏えい等報告等に係る体制整備。ガイドライン等を参照しながら体制等の整備を行う必要があるとされていますので、こちらについて検討を進めていかなければなりません。現在、ガイドライン等がこれからと

なっておりますので、できることから対応していきたいと考えております。

16ページ、17ページは、3、個人情報ファイル関係ですが、地方公共団体については個人情報ファイル保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）の適用はないものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）が現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用されるとのことで、17ページにありますように、個人情報ファイル簿の作成・公表は、ガイドライン等を参照しながら、改正法の施行までに行う必要があります。今後、手引き等、情報提供されるそうです。

なお、16ページに戻りますが、2つ目の黒い四角、現行の個人情報事務登録簿に関する運用については、改正後も条例で定めることにより、同様の運用を継続することができるとされており、そちらの継続については検討する必要があります。

それから、18ページから20ページは、4、開示、訂正及び利用停止関係ですが、地方公共団体については、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲した上で適用されますが、現行の行政機関個人情報保護法においては本人または法定代理人にしか認められなかった開示等請求について、改正後の法律においては、任意代理人による開示等請求が認められるようになります。開示請求権の拡大となりまして、不正悪用に留意する必要があるため、今後、考え方を示すとの説明がありました。

本市においても、任意代理人の開示請求については、先ほど申し上げましたように、番号法に基づき、保有特定個人情報のみ対応しているので、そちらの今後の情報を待ちたいと思っています。

19ページには、開示、訂正及び利用停止関係においての必要な対応が示されております。

まず、1つ目の黒い四角、条例の改廃ですが、条例で法律の規定と重複する規定を存置または新たに整備する必要はないとされていますが、米印にありますように、開示請求の手数料の額については、条例で定める必要があるとされています。

本市では、閲覧または視聴取に係る費用は、条例の制定趣旨、目的から無料としており、写しの交付に係る実費負担を徴収していますが、説明を聞く範囲

では、手数料の中にこの写しの交付に要する費用も含まれるため、今までのように閲覧、または視聴取に関する費用を無料とすることは可能のようですが、写しに係る実費負担も従量制として条例で定める必要があると考えられます。

他の自治体からも、この点については質問が出ており、郵送の場合の郵送料はどうするのか、また、前払いであるため、その確認ができない場合は開示しなくてよいのかなど、細かい部分で本市においても質問を出しております。こちら、条例の第19条で現在、費用負担について規定しております。

また、非開示情報について、情報公開条例との整合性を確保するため、整備の必要の有無、開示等手続、審査請求手続について、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができるとされていますので、現行の独自の制度がどこまで認められるのかは現在確認中ではありますが、その回答内容を踏まえ、検討が必要と考えております。

それから、19ページの2つ目の四角にありますように、開示等請求への対応に必要な体制整備も行わなければなりません。

20ページに移りまして、条例において定めることが許容される開示等関連の規定の例と許容されない例が載っていますが、許容される規定の例としては、情報公開条例の規定と同様の非開示情報を追加すること。それから、法で定める開示決定等の期限を短縮すること。こちら、本市では情報公開制度と同じく7日以内で、延長は30日以内となっておりますが、そのままとするのか検討が必要と考えております。それから、手数料を無料、または従量制とすること。先ほど申し上げました条例第19条で費用負担が規定されておりますが、この手数料については現在確認中ですが、実費負担についても手数料の従量制として規定しなければならないのか、郵送対応の場合はどうするのかなど質問をしている最中で、まだ回答のほうがまとまっていないようです。

それから、米印の口頭開示の可否・許容範囲については今後整備予定とされておりますが、こちらは31ページに、2、現在検討中の論点として掲載されております。

本市条例第18条では開示請求の特例が規定されております。運用状況でも半期ごとに件数を報告させていただいておりますが、職員課の職員採用試験の得点及び順位、高齢介護課の要介護認定に関する認定調査票及び介護認定審査会

資料、消防総務課の消防職員採用試験の得点及び順位について、簡易開示を実施しております。

それから、20ページの2つ目の丸、条例において定めることが許容されない開示等関連の規定としましては、情報公開条例との整合性確保と無関係な非開示情報を追加すること、それから、法で定める開示決定等の期限を延長することとされております。

21ページに移りまして、21ページから22ページは、5、行政機関等匿名加工情報関係ですが、こちらにつきましては、21ページ、2つ目の黒い四角で示されておりますように、当分の間は、都道府県及び指定都市にのみ提案募集を義務づけるとされており、こちらの対応は、市町村には今のところ義務づけられておりません。

それから、23ページ、24ページに移りまして、6、規律移行法人関係ですが、該当する法人機関がありませんので、25ページ、参考、公的部門の機関、法人等の種別と規律の適用関係に移らせていただきますが、太枠の地方公共団体の機関で、点線枠を除いた部分が該当となります。

個人情報等の取扱い等に関する規律については公的部門の規律である第5章第2節、個人情報ファイル簿に関する規律については公的部門の規律である第5章第3節ですが、先ほど御報告しましたとおり、地方公共団体については、個人情報ファイル保有等に係る事前通知に関する規律（法第74条）の適用はないものの、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関する規律（法第75条）が適用となります。開示、訂正、利用停止に関する規律については公的部門の規律である第5章第4節、匿名加工情報に関する規律については公的部門の規律である第5章第5節が適用となります。

26ページ、27ページに移りまして、27ページ、Ⅲ、委員会と地方公共団体の関係が示されております。

4つ目の四角にありますように、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく、委員会に届けなければならないとされております。

28ページから31ページは、Ⅳ、個別論点に関する考え方が示されております。

29ページと30ページは、1、主な論点と考え方①と②が示されています。

1つ目の黒い四角、死者に関する情報についてですが、現状、地方公共団体

の条例において見られるような死者に関する情報を条例により個人情報に含めて規律することは、改正後の個人情報保護法の下では許容されないとされています。他方、個人情報保護制度とは別に、法律に抵触しない限度で、条例において死者に関する情報の取扱いについての規定を設け、適正な管理を図るための措置を講じることは妨げられないと書かれていますが、具体的にどういうことを示されているのか確認が必要と考えております。

説明会でも、遺族の個人情報として保護される旨の説明はありましたが、その取扱いはそれぞれの自治体により異なることが可能なかどうかという部分が現在ちょっと不明なので確認中です。

それから、2つ目の黒い四角、条例要配慮個人情報について、法第60条第5項の規定に基づき、地方公共団体は、地域特性に応じて条例要配慮個人情報に関する定めを条例に設けることができるとされていますが、法の規律を超えて、地方公共団体による取得や提供等に関する独自の規律を追加することや民間の個人情報取扱い事業者等における取扱いを対象に固有の規律を設ける等の対応は許容されないとされています。条例要配慮個人情報を設けるかどうかについては、検討が必要と考えております。

3つ目の黒い四角には、法令の範囲について示されております。

次のページ、30ページ、1つ目の黒い四角、地方議会の扱いについて。6ページ、改正法の骨子①法体系の一本化で触れさせていただきましたが、議会については適用除外ということで、改正法では議会が実施機関に入っておりません。こちらについては、議会事務局には5月19日の通知も転送しまして、この旨は連絡しております。国会や裁判所と同様に、自律的な対応の下、個人情報保護が適正に行われることが期待されるとされています。実施機関に議会も含まれている自治体も多いと思われ、質問も出ていましたが、どのような対応とするのか、議会事務局との調整が必要と考えております。

それから、2つ目の黒い四角、オンライン結合制限について示されています。条例で、オンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されていません。

それから、3つ目の黒い四角、審議会への諮問についてが示されています。改正後の個人情報保護法においては、個人情報の適正な取扱いを確保するため

に、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限り審議会等に諮問することができるとしていますが、個人情報の取得、利用、提供、オンライン結合等について、典型的に審議会等への諮問を要件とする条例を定めることは、今回の法改正の趣旨に照らして許容されないとされています。

個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要である場合に限り審議会等に諮問することができると思いますが、具体的にどのような場合を指すのか示されていないのですが、7月の説明会からは、審議会の今までの機能は認められていないと感じました。

それから、31ページに移りまして、現在検討中の論点が示されています。

1つ目の四角、指定管理者が取得した個人情報に関する開示請求の取扱い。本市においては、条例第31条の2で指定管理者に関する特例が規定されておりますので、こちらは検討中とのことですので、結果を待ちたいと思います。

それから、2つ目の黒い四角、口頭による開示請求の可否・許容範囲。先ほど、20ページの米印の口頭開示の可否・許容範囲についてで御説明させていただきましたとおり、検討、整理中とのことですので、こちらも検討結果を待ちたいと思っています。

3つ目の四角、一部の経過措置を条例で定めることの要否。こちらは、Q&A18ページの注釈と書いてありますが、そこらは、秘密保持義務等に関する経過措置、開示等請求に関する経過措置、匿名加工情報の提案の周知に関する経過措置、罰則に関する経過措置については、条例で定めることが考えられ、こちらについては、別途整理の上、必要に応じてお示ししたいと考えています。

4つ目の黒い四角、財産区における個人情報の取扱いについても検討中とのことでしたが、こちらは該当がありません。

それから、33ページ、34ページは、V、今後のスケジュールが示されています。表のとおりで、これ以降のものは示されておられません。

盛りだくさんではありますが、許容されている部分について今後整理して、今後御審議いただきたいと考えています。条例で規定することが認められていない部分については、今後の動向を確認しますが、御報告のみになってしまう部分もあるかとは思いますが。改正個人情報保護法の施行までの間は現行の条例に基づいた審議もありますので、タイトなスケジュールとなりますが、できる

ことから進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

御説明は以上になります。

○安達会長 はい、どうもありがとうございました。

何か御質問等はございますか。

たくさん分からないことがあるかもしれませんが、かなり大幅に変わると。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○安達会長 ということになりそうですので。この審議会の役割も……。

○矢島情報公開課長 大分変わって。

○安達会長 相当変質することになりそうですね。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 ということで、なかなか大変な作業が待っているわけですが、どうぞ。

○森田副会長 どう進めるかについては市のほうで検討をされると思うんですが、そこに対してこの審議会がどの程度関わるのか、つまり条例改正の方向性の検討について、どれだけ我々が口を出すようになるのかということなんですけれども、やっぱりその辺の段取りについてはある程度考えておられますか。

○矢島情報公開課長 今現在、独自で認められている部分の、例えば登録簿をどうするかとか、条例要配慮個人情報についてだとか、ファイル簿の形とか、検討できるところから次回の審議会のほうで1つずつお示ししていきたいと思うんですが、今、7月の末に県を通じて個人情報保護委員会に質問を投げかけている部分も戻ってきていないので、独自の、例えば救済機関について残せるのかどうか、残せるというときにはそのあたりをどうするかとか、そういうところもあるんですけれども。回答がちょっとまだまとまっていないようであって、残せる部分があるので、できることとなってくると登録簿とか、今現在、私どものほうでも検討していかなければいけない部分を整理している段階ではあるんですけれども、ファイル簿をどうしていくとか、登録簿をどうするかとか、条例要配慮個人情報、こういうのを考えているがどうかというようなことを審議会に諮らせていただくようになるのかなとは思っています。

かなり許容されないというところがあって、そこに御審議をいただいても。

これからちょっと変わってくるのかどうかはわからない。

○森田副会長 そこは私もよく分からないところで、個人情報委員会の見解が、ある意味法律に忠実な見解ではあるんですけども、もともとその条例の共通ルールをつくるという議論があそこまで縛りをかけるものだったのかというのはやっぱり疑問はあるので、今の個人情報保護委員会のようにあれも駄目、これも駄目的なものをそのまま受け入れていいのかどうかという感じは率直に言っているんですね。

だから、何かそういう問題提起は、本来は自治体の側からしてもいいんじゃないかと、時期を過ぎちゃうとちょっと間に合わなくなるんですけども、ガイドライン等を固める前の段階で、もうちょっと積極的な意見を言っていっていいんじゃないかという感じもするんです。ただ、それは、こちらが審議会として積極的に言うかどうかという話よりは、まず、市としてどういう対応を取るかということは考えてもらわないといけないことではあるんですけども。

○矢島情報公開課長 はい。

○森田副会長 特に、個々の規定はあるんですけども、議会をどうするかというのが、これは全国的にみんな困る問題だと思うので、議会だけ今の条例をそのまま残すというのも非常に変な話ですし、かといって、議会の条例の内容を今回の個人情報保護法の内容と、あとそれにくつつく市の条例を整理し直して議会の条例にしてしまうというのも非常に議会の自主性が全然ないような話になってしまうので何かそれも座りが悪いし、でも、そういうこともあまり個人情報保護委員会の発想としてはないんじゃないかという感じもして、そういうことも含めて進め方をどうするのかはぜひ早めに検討いただいて、審議会に対してどういうことを求められるのかということも早い段階で投げかけていただく必要があるかなと思うんですが。

○矢島情報公開課長 分かりました。

○安達会長 条例改正に当たっては、いずれかの時点で、この審議会に諮問はされるんでしょうか。

○矢島情報公開課長 そうですね。

今、森田委員からおっしゃられたように、逗子市の考え方をということもあると思うんですけども。先に条例ができていますので、あまりにもちょっ

と今回、国の情報保護委員会からの説明ではできない部分があってびっくりした部分もあるんですけれども。各自治体の動向等も踏まえながら、こちらのほうもどういうふうな対応をしていくのかということのも決めていかなければいけないと思います。条例で独自で残る部分については審議会に諮らせていただくものと考えているんですけれども、単なる施行条例だけではなくて独自で残る部分はありますので、その独自の部分についてはこのように残していきたいとか、このように考えているということに対して御意見は伺いたいと思っています。

○安達会長 その独自というのは、施行条例とは別にということですか。

○矢島情報公開課長 各自治体で違う、例えば登録簿をもしかしたらなくしてしまうところもあるかもしれないんですけれども、今、課で検討しているところでは、登録簿はやはり残すべきじゃないかとか。ファイル簿に移行して、ファイル簿は義務づけられるんですけれども、登録簿は各自治体で残してもいいというようなことなので、そういうものとかを。

○安達会長 いずれにしても、現行の個人情報保護条例は廃止になって、それに代えて施行条例を制定するということになりますね。

○矢島情報公開課長 そうですね、あと……

○安達会長 その際に、新個人情報保護法に規定があることについては、あえて重複して規定はしないということになりますから、それ以外の部分について施行条例でどういうふうを書くかという問題が残りますよね。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 それについては、本市として特に対応しなければならない項目というのは、やはりリストアップする必要があるがございます。そのリストアップした項目についてどう対応するか、あるいはしないのかということについて、一つ一つ決めていく必要があるということですよね。

○矢島情報公開課長 はい。

○安達会長 それをこの審議会に諮ってやるのか、それとも事務局としてまず原案を一通りつくった上で一括して諮るのかという、そういう選択肢かなという気がしますけれども。

○矢島情報公開課長 私の考えですけれども、条例案をつくってからですと期間が短いので、今現在認められている部分の、例えば条例要配慮個人情報に

についてはこう考えているとか、登録簿についてはこう考えているというようなことを個別に上げていって、最後、条例の形になったときにはお示しするんですが、個別にできることから今年度で対応していきたいと思っているところです。

令和4年の春にガイドライン等ができるので、そこからつくっていくとか、そこから動き出す部分も中にはあるかとは思いますが、できることから。あと、いろいろ死者の取扱いも完全に抜けてしまうということなので、今、解釈運用基準にありますので、そのあたりを何か違う規定をつくって、個別の個人情報保護制度とは異なる別の施策にするのかどうするのかとか、そういうあたりもお示しをしてお話をさせていただいた中で、御意見を賜りながらつくっていききたいと思っています。

○安達会長 事務局ベースで検討を進めて、ある程度方向性が出てから諮るのか、それとももう真っさらにして、これどうしましょうかということで考え方を整理するということをしてもらった中で、質問事項が出るとか確認すべき事項が出ればその都度確認していくというふうに進めていくかという問題で、ガイドラインが出てからだと、ちょっと時間的に厳しいですね、来年の春ということですから。

そうすると、今の時点から少し内容を精査して、特に市として対応すべき項目はどれかということピックアップしつつ、特に重要なものから順番にこの審議会ですこしずつ出してもらったほうがいいかなという気もするんですけども。

○森田副会長 神奈川県では、5月ぐらいの段階で法改正に伴って議論をする必要がありそうなところを10項目ぐらい上げて、それはペーパーとして審議会には出されているんです。

ただ、その時点では、実は今日の資料にあったような個人情報保護委員会の見解が示される前だったので、こんな厳しくなるとは思っていなかったもので、割とこうざっくりと上げてきているんですけども、何かそういったものがあれば、取りあえず何が議論になるのかと、あるいは議論の中に入れるのか外すのかとか、そういう議論をする手がかりにもなるので、問題になりそうな点を取りあえずピックアップしたものを御用意いただいて、それについてそのとき

できる範囲の議論をするというようなことをやりながら固めていってはどうか
とは思うんですけれども。

○安達会長 何かやっぱり論点整理みたいなことはしておいたほうがいいような
気はしますよね。

○森田副会長 逗子は独自の問題もありますので、それこそ救済機関は独自のもの
なので、一般的な議論とはちょっと違ったこともありますし。

逆に、ああいう仕組みだと、今回の法改正の縛りは逆に受けない面もあるの
かなという感じもするんですけれども、まあちょっとその辺も議論はしてみたい
気はしますので。

○矢島情報公開課長 そうですね。項目を出して、ここでやっていただきたいと
は思っているんですけれども、すみません、人数も少ないものですから、なか
なか手が回らない部分があるので、課題的なものは共有をして少しずつ整理を
していますので、またお力添えいただければと思います。

○安達会長 特に議論する必要がなく、もう法律で決まっているものはしょうが
ないんですけれども、そうでないものについて、選択肢があると。

○矢島情報公開課長 そうですね。

○安達会長 というものについては、やっぱり少し早めに議論を始めたほうがい
いんじゃないでしょうか。

○矢島情報公開課長 今年度中に。

○安達会長 大変でしょうけれども、はっきり決まらなくてもいいですから、論
点として上げるということを考えていただきたいんですけれども。

○矢島情報公開課長 ありがとうございます。

○安達会長 ほかにいかがでしょうか。

なかなか全てを頭に入れるのは大変でしょうけれども、相当変わるというこ
とを知っておいていただく必要があるんですけれども。そもそもこの審議会は、
新条例以降どうなるのかという。

○森田副会長 いや、そうですね。今日の前半のような議論はもうできないとい
うことになってしまうので。

○安達会長 もうないですよ。個別諮問というのはもうないわけですよ。

○矢島情報公開課長 質問にも出したんですが、番号法の関係の、次にやるんで

すけれども、特定個人情報保護評価の関係は、審議会、または審査会に報告するというふうに番号法のガイドラインではなっているので、その機能は今現在こちらでやっていただいていますので、そちらもどう整理をしたらいいかということで個人情報保護委員会には投げかけているんですけれども、まだちょっとそこはまとまっていないようです。

○安達会長 では、よろしいでしょうか。

何か御質問ある人は、適宜またお出してください。

○矢島情報公開課長 お願いします。

○安達会長 それでは、資料4については以上としまして、資料5をお願いします。

○矢島情報公開課長 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）の提出・公表ということで、栗原副主幹のほうから御報告させていただきます。

○栗原情報公開課副主幹 よろしく願いいたします。

資料5を御覧ください。

今回は、既に公表させていただいている評価書のうち、特定個人情報ファイルの取り扱う事務が増えたことによりまして再評価を実施した評価書がございますので、御報告をさせていただきます。

対象の評価書につきましては、評価書番号3番、予防接種に関する事務、所管、国保健康課になります。

具体的に増加した業務につきましては、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書、いわゆるワクチンパスポートの発行事務となります。再評価及び個人情報保護委員会の報告、公表は既に令和3年8月25日に実施済みとなっております。

以上でございます。

○安達会長 はい。何か御質問ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、本件については以上とさせていただきます。

報告事項はこれで終了ということでよろしいですか。

最後に、次回審議会の日程調整についてお願いします。

（日程の調整）

○安達会長 本日の審議はこれで全て終了となります。

特に御発言等ございますか。よろしいですか。

では、本日の会議は以上とさせていただきます。

これで閉会といたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 30 分閉会